

公立大学法人大阪管理職員給与規程等の特例に関する規程

制 定 令和4.3.31 規程 358

(用語の定義)

第1条 この規程において、「管理職員」とは、公立大学法人大阪管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第1条に定める者をいう。

(年俸の減額)

第2条 管理職員給与規程第4条に定める職務等級が上級管理職Ⅱ又は上級管理職Ⅰである管理職員の年俸の額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り、管理職員給与規程第7条から第11条までの規定にかかわらず、これらの規定による年俸の額（以下「減額前の年俸の額」という。）から、減額前の年俸の額に100分の0.5を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得られる額とする。

第3条 前条の規定にかかわらず、管理職員等給与規程第21条の規定による管理職員深夜勤務手当の算定の基礎となる年俸の額は、減額前の年俸の額とする。

(減額された年俸の支給方法)

第4条 第2条の規定により減額された年俸（以下「減額後の年俸の額」という。）を基本年俸と業績年俸に割り当てるにあたっては、減額前の年俸の額について管理職員給与規程第12条第2項及び第3項の規定を適用して得られる基本年俸の額（以下「減額前の基本年俸の額」という。）から、減額前の基本年俸の額に第2条に定める割合を乗じた額相当の額を減じて得た額を減額後の基本年俸とし、残りを減額後の業績年俸の額とする。

第5条 前条の規定にかかわらず、公立大学法人大阪教職員退職手当規程第8条の規定による退職手当基礎額の算定の基礎となる基本年俸の額は、減額前の基本年俸の額とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。